



平湯街道沿いの車田の稲刈(松之木町)



伝統工芸品とのふれあい  
(三十四日市での江名子ばんどり)



三町伝統的建造物群保存地区



宗和流本膳を今に伝える料理

国内には城や神社、仏閣、町家などの歴史的価値の高い建造物が数多く残されています。そして、そこで祭礼や年中行事など歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情や情緒、たたくまいを醸し出しています。  
このような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ、後世に継承するため平成20年5月に「歴史まちづくり法」が制定されました。  
この法律に基づき「歴史的風

致維持向上計画」を策定し、国の認定を受けると、歴史的な建造物の復原や景観に配慮した道路整備に対する補助のほか、法律上の特例措置などについて、国からの重点的な支援を受けることができます。  
計画では、歴史的風致をどう守り、向上させていくかといった方針や、重点区域の文化財の保存・活用、核となる施設の整備計画などを定めることとしています。

れきし てきふう ち  
**「歴史的風致」とは…**

地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物とその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことで、神社仏閣などの建造物(ハード)とそこで営まれる伝統行事などの人々の活動(ソフト)が一体となった概念です。  
 歴史的風致の典型的な例として、古い町並の伝統的な建造物とその周辺で行われる高山祭が挙げられます。



**歴史と文化を活かして  
 次代へよりよく伝えたい**

**高山市歴史的風致維持向上計画を国が認定**

伝統的な町並みや、そこで生活する人々の暮らしや営みなどを「歴史的風致」としてとらえ、後世に伝えていく取組みを国が応援していく「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」が施行されました。  
 市では、この法律に基づき「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、全国に先駆けて国の認定を受けました。